

働きやすい職場づくり補助金（ハード環境整備）の提出書類等について

1. 申請書の添付書類（交付申請時）

- (1) 企業概要書（様式第2）
- (2) 【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内のもの 写し可）
【個人事業主の場合】個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (3) 事業所別被保険者台帳照会の写し（3か月以内のもの）※ハローワークにて入手できます。
- (4) 事業計画書（ハード環境整備…様式第3）
- (5) 家屋登記事項証明書の写し（自社の建物でない場合は、所有者承諾書（様式第11）も必要）
- (6) 工事見積書の写し（内訳がわかるもの原則2社以上。市内に本店（個人については住所）を有する中小事業者等に依頼してください。内訳の項目を合わせた見積書にしてください。洋式トイレから洋式トイレへの改修工事等の補助対象外の工事を同時に行う場合は、可能な限り見積書を分けてください。）
- (7) 工事図面の写し
- (8) 建物平面図
- (9) 外観及び工事を行う部分の現況写真
- (10) 対象工事が建築基準法第6条第1項の規定に該当する場合、確認通知書の写し
- (11) 消費税納税対応状況申出書
- (12) 債権者登録申請書（別紙）

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、施工業者等と契約を結び工事をしてください。

3. 実績報告書の添付書類（工事が完了し、施工業者等に支払をした後）

- (1) 契約書の写し
- (2) 支払いが確認できる書類
請求書及び領収書（発行元の押印があるもの）。
領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・預金通帳（該当箇所）の写し
 - ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
 - ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）
- (3) 工事の完了が確認できる書類
- (4) 施工したことが確認できる写真
- (5) 対象工事が建築基準法第6条第1項の規定に該当する場合、検査済証の写し

4. 完了検査

市担当者が現地へ出向き、施工内容について検査をします。

検査時に撮影した資料や会社名など事例としてHP等で紹介させていただく場合があります。

5. 補助金の交付について（補助金確定後）

補助金の額を記載した補助金確定通知書を送付します。補助金は、補助金確定通知書を発送してから1か月程度で市が登録した口座へ入金します。

6. その他

申請内容の変更等があった場合は速やかにご連絡ください。

事業実施後3年程度、事業効果について市から調査へのご協力をお願いする場合があります。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課

TEL : 51-2437 FAX : 55-9090 E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

働きやすい職場づくり補助金（ソフト環境整備）の提出書類等について

1. 申請書の添付書類（交付申請時）

- (1) 企業概要書（様式第2）
- (2) 【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内のもの 写し可）
【個人事業主の場合】個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (3) 事業所別被保険者台帳照会の写し（3か月以内のもの）※ハローワークにて入手できます。
- (4) 事業計画書（ソフト環境整備…様式第4）
- (5) 見積書の写し（内訳がわかるもの。委託先が顧問契約中の社会保険労務士の場合、今回の整備を別にすること。）
- (6) 現在の就業規則とその周知状況がわかる資料（新規作成の場合は不要です。）
- (7) 消費税納税対応状況申出書
- (8) 債権者登録申請書（別紙）

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、社会保険労務士へ正式に依頼をしてください。

3. 実績報告書の添付書類（工事が完了し、施工業者等に支払をした後）

- (1) 支払いが確認できる書類
請求書及び領収書（発行元の押印があるもの）。
領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・預金通帳（該当箇所）の写し
 - ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
 - ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）
- (2) 事業の完了が確認できる書類（労働基準監督署の受付印のあるもの）
- (3) 整備後の就業規則とその周知状況がわかる資料

4. 補助金の交付について（補助金確定後）

補助金の額を記載した補助金確定通知書を送付します。補助金は、補助金確定通知書を発送してから1か月程度で市が登録した口座へ入金します。

5. その他

申請内容の変更等があった場合は速やかにご連絡ください。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課

TEL : 51-2437 FAX : 55-9090 E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

事業実施後3年程度、事業効果について市から調査へのご協力をお願いする場合があります。